「独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令案」について

令和８年８月

１　改正の経緯・概要

⑴　独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る財務及び会計に関する省令（平成 15 年財務省・農林水産省令第５号。以下「省令」という。）第２条第１項は、独立行政法人農林漁業信用基金が行う一定の業務に係る会計について、省令に定めのないものについては一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとしている。

⑵　そのうえで、同条第２項では、金融庁組織令（平成 10 年政令第 392 号）第 24 条第１項を引用し、同項に規定する企業会計審議会が公表した基準がこれに該当するものとしている。

⑶　今般、金融庁においては、金融行政の政策対応能力の強化を図る観点から、組織の再編・拡充を行うこととしており、金融庁組織令において、監督局を銀行・証券監督局に改称するなどの改正が行われる。

⑷　金融庁組織令の改正により、省令が引用する条項の移動が生じることに伴い、省令第２条第２項中「第 24 条第１項」を「第 34 条第１項」に改める改正を行うこととする。

２　今後のスケジュール

施行　令和８年８月７日